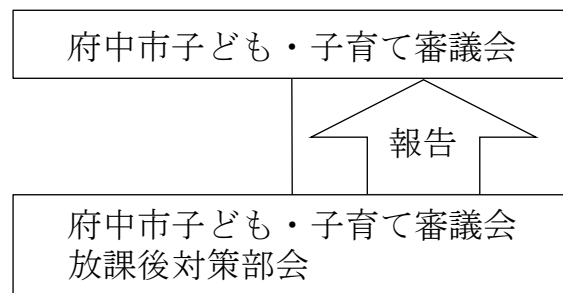


子ども・子育て審議会放課後対策部会検討結果報告書の今後の流れについて

本部会の中でまとめた検討結果は、今後、本部会が属する本市附属機関である「子ども・子育て審議会」*において、報告します。

子ども・子育て審議会は、「市長の諮問に応じ、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 34 条の 15 第 4 項の規定により同条第 2 項の認可に際し意見を述べ、並びに地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえつつ、子ども・子育て支援に関する事項について調査審議」する機関であり、本部会の報告内容は、今後の本市の子育て支援の方向性を決めていく指針となります。



*府中市子ども・子育て審議会条例

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、府中市子ども・子育て審議会(以下「審議会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(略)

第 3 条 (子ども子育て) 審議会は、(子ども・子育て支援) 法第 77 条第 1 項に規定する事務を処理するほか、市長の諮問に応じ、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 34 条の 15 第 4 項の規定により同条第 2 項の認可に際し意見を述べ、並びに地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえつつ、子ども・子育て支援に関する事項について調査審議する。